
*
* 定 款 *
*

最終改正 令和4年12月20日

西尾レントオール株式会社

沿 革

昭和 2 1 年	9 月 9 日	制定
昭和 2 6 年	8 月 2 0 日	改正
昭和 3 5 年	2 月 1 5 日	改正
昭和 3 8 年	5 月 2 9 日	改正
昭和 4 5 年	2 月 2 日	改正
昭和 4 5 年	7 月 1 8 日	改正
昭和 4 6 年	3 月 1 2 日	改正
昭和 4 6 年	6 月 6 日	改正
昭和 4 7 年	6 月 1 8 日	改正
昭和 4 9 年	6 月 2 9 日	改正
昭和 5 0 年	6 月 2 8 日	改正
昭和 5 1 年	7 月 1 7 日	改正
昭和 5 4 年	7 月 2 8 日	改正
昭和 5 8 年	1 2 月 2 4 日	改正
昭和 6 0 年	1 2 月 2 1 日	改正
昭和 6 2 年	1 2 月 2 6 日	改正
昭和 6 3 年	1 2 月 2 4 日	改正
平成 元 年	1 2 月 2 6 日	改正
平成 3 年	1 2 月 1 9 日	改正
平成 6 年	1 2 月 2 2 日	改正
平成 9 年	1 2 月 2 4 日	改正
平成 1 3 年	1 2 月 2 1 日	改正
平成 1 4 年	1 2 月 2 4 日	改正
平成 1 5 年	1 2 月 2 2 日	改正
平成 1 7 年	1 2 月 2 2 日	改正
平成 1 8 年	1 2 月 2 0 日	改正
平成 2 1 年	1 2 月 2 1 日	改正
平成 2 6 年	1 2 月 1 9 日	改正
令和 3 年	1 2 月 2 0 日	改正
令和 4 年	1 2 月 2 0 日	改正

第1章 総則

第1条（商号）

当社は西尾レントオール株式会社と称し、英文では、NISHIO RENT ALL CO., LTD. と表示する。

第2条（目的）

当社は次の業務を営むことを目的とする。

- （1）建設機械設備の賃貸業
- （2）産業機械設備の賃貸業
- （3）民生品および医療機器の賃貸業
- （4）車両および船舶の賃貸業
- （5）農業機械、林業機械および漁業機械の賃貸業
- （6）自動車の賃貸業
- （7）上記を除く総合レンタル業および総合リース業
- （8）建設機械、産業機械および同資材の製造販売業
- （9）建設機械の輸出入
- （10）建設用仮設材および組立式観覧席の製造、加工、修理、販売、輸出入
- （11）食料品加工機械および鋳螺類の製造、加工、修理、販売、輸出入
- （12）空気清浄器、電気映像機器、電気音響機器、電気通信機器、無線通信機器、計測器、精密光学機器および照明用機器の製造、加工、修理、販売、輸出入
- （13）建具、家具、寝具、ぬいぐるみ、楽器、テント、幕、玩具および事務用電子機器の製造、加工、修理、販売、輸出入
- （14）建設資材の製造、加工、修理、販売、輸出入
- （15）古物売買
- （16）ソフトウェアの企画、制作、販売
- （17）映画およびビデオフィルムの制作、編集、配給、販売、輸出入
- （18）自動車の修理整備業
- （19）建設機械、産業機械、車両、農業機械、林業機械および漁業機械の修理業
- （20）一般区域貨物自動車運送事業
- （21）自動車運送取扱事業
- （22）倉庫業
- （23）ホテル、レストラン、喫茶店および駐車場の経営
- （24）クリーニング業および環境衛生に関する調査研究並びにコンサルティング
- （25）催し物の企画、設営、運営
- （26）広告代理業
- （27）損害保険代理業
- （28）労働者派遣法に基づく労働者派遣事業

- (29) 土木一式工事、 建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事および解体工事の調査、測量、設計、施工、請負、コンサルタント
- (30) 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋、管理
- (31) 警備業
- (32) 前各号の事業に対する経営指導
- (33) 前各号に付帯または関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は本店を大阪市に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、51,335,700株とする。

第7条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利の制限）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （１）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （２）取得請求権付株式の取得を請求する権利
- （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する手続きおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

第3章 株 主 総 会

第12条（招集）

定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合随時これを招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

第14条（招集者および議長）

株主総会は取締役社長が招集し議長となる。

- ２．取締役社長に事故あるときは予め取締役会において定める順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

第15条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 代理人によって議決権を行使する場合には、総会毎に、株主または代理人は、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。

第4章 取締役および取締役会

第18条（員数）

当会社の取締役は15名以内とする。

第19条（選任方法）

取締役は株主総会において選任する。ただし取締役の選任決議は累積投票によらない。

第20条（選任決議）

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。

第21条（任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員によって選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期満了の時までとする。

第22条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

第23条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条（取締役会の招集者および議長）

取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故ある時は予め取締役会において定める順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

第25条（招集手続）

取締役会を招集するには各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。

第26条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第27条（取締役会規程）

取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めあるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。

第28条（社外取締役との責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第29条（相談役）

取締役会はその決議をもって相談役若干名を選任することができる。相談役は当社の業務に関し、社長の諮問に応じるものとする。

第5章 監査役および監査役会

第30条（員数）

当社の監査役は4名以内とする。

第31条（選任方法）

監査役は株主総会において選任する。

第32条（選任決議）

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。

第33条（任期）

監査役の任期は、選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．補欠によって選任された監査役の任期は前任者の任期満了の時までとする。

第34条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第35条（常勤監査役）

監査役会は、その決議をもって常勤監査役を選定する。

第36条（招集手続）

監査役会を招集するには各監査役に対し、会日の３日前までに通知を発するものとする。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開くことができる。

第37条（監査役会規程）

監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めあるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。

第38条（社外監査役との責任限定契約）

当社は、会社法第４２７条第１項の規定に基づき社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第６章 計 算

第39条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年１０月１日から翌年９月３０日までの１年とする。

第40条（期末配当、中間配当および基準日）

当社は、毎年９月３０日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当をすることができる。

２．当社は、毎年３月３１日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当をすることができる。

第41条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。